

令和2年度 蓮田市立学童保育所入所申込みの手引き

目的

学童保育は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を、集団生活の中で、心身ともに健やかに育成することを目的としています。

したがって、保育の必要性のない場合や、集団生活による教育目的といった理由では学童保育を希望できません。



対象

市内の小学校1年生～6年生（※蓮田南学童保育所は3年生まで）

※【低学年（1～3年生）を優先し、定員に余裕がある場合には4～6年生の入所を選考します。】
学童保育所の一覧は、6ページをご覧ください。

保育時間

（保護者の勤務時間等により必要最小限の範囲内で利用が可能です。）

平日	放課後 ～ 午後7時
土曜日	午前7時30分 ～ 午後6時30分
長期休暇 休校日	午前7時30分 ～ 午後7時

※土曜日の保育場所につきましては、中学校区単位で1か所の開所を検討しております。

詳細は決定次第お知らせいたします。

※保育時間は、令和2年度から上記のように変更いたします。

お休みの日

日曜日・祝日・盆休み(8月13日～16日)・年末年始(12月29日～1月3日)

令和2年4月入所の申込方法について

受付期間:【一次募集】令和元年11月1日(金)から令和元年11月30日(土)
【土曜・日曜・祝日は除く】 午前8時30分から午後5時15分まで
※11月30日のみ土曜日の受け付けを行います。

【二次募集】令和元年12月2日(月)～令和2年3月10日(火)
【土曜・日曜・祝日は除く】 午前8時30分から午後5時15分まで
＜一次募集で申し込まれた方が優先となります。＞

※育児休業からの復職に合わせて5月以降に入所を希望する場合も、上記期間にお申し込みください。

※長期休業中のみの申込みも上記期間に受け付けますが、選考・結果の通知につきましては、年度途中で申し込まれたかたと同時に行いますのでご了承ください。

受付場所:保育課(市役所1階) ※各学童保育所・連絡所では行っておりません。

必要書類:① 学童保育所入所申込書(記入する学年は、令和2年度時点のもの)
② 就労証明書等、保育を必要とすることを証明する書類(父、母、祖父母)

※7ページの「申込時の必要書類チェックリスト」を参照して下さい。

※祖父母のかたについては、65歳未満の同居されている方のみ証明書等が必要となります。

年度途中(5月以降)入所について

希望施設に空きがあれば年度途中の入所も可能です。

申込は 入所希望月の前月10日まで随時受け付けます(土・日・祝日は除く、)。
締切日が休日の場合は翌開庁日が締め切りとなります。

長期休暇のみの利用について

- ① 勤務時間が短時間で通常は学童保育所の利用対象とならない場合も、長期休暇中のみの利用を希望することができます。
- ② この場合には空き状況により、入所選考となります。

長期休暇の開始月の前月の10日までに申し込みを済ませてください。

- 令和2年4月春休み期間に利用希望の場合→3月10日まで
- 夏休み期間利用希望の場合
7月及び7月と8月両月の利用を希望するかた→6月10日まで
(締切日の関係上、7月と8月両月を利用する方が先の入所のご案内になります。)
8月のみの利用を希望するかた→7月10日まで
- 冬休み期間に利用希望の場合
12月及び12月と1月両月の利用を希望するかた→11月10日まで
(締切日の関係上、12月と1月両月を利用する方が先の入所のご案内になります。)
1月のみの利用を希望するかた→12月10日まで
- 令和3年3月春休み期間に利用希望のかた→2月10日まで
※年度の異なる3月と4月の利用希望は年度ごとに申し込みが必要となります。

夏休み中の保育について

夏季休暇中のみ家庭での保育が可能となった場合、学童保育所を一時退所し、9月1日から入所することが可能です。一時退所を希望される際は、退所月の前月末日までに保育課へお問い合わせください。

定員について

- ① 各施設には必要により定員が定められており、申込み要件を具備していても入所できない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- ② 入所ができなかった場合には同一年度内に限り待機児童として登録され、施設に空きができれば、保育の必要性が高い順に入所となります。
- ③ 待機児童として登録された場合、希望施設に空きができた場合に連絡をします。
- ④ 希望施設に空きがない場合には、入所を優先させて空きのある他の施設へ希望を変更することも可能です。

退所について

- ① 退所する場合には、必ず定められた書式により退所する月の末日までに届け出てください。(退所届は各学童保育所にございます。)
- ② 所定の書式による届出がなかった場合、児童の出席日数によらず在籍とみなし、通常の保育料とおやつ代がかかります。必ず届出をしてください。
- ③ 学童の秩序を著しく乱す恐れがある場合(いじめ・暴力・危険行為)又は、保育料等を滞納した場合には、退所となることがありますのでご留意ください。

保育料等の滞納について

保育料等(保育園保育料・公立保育所延長保育料・公立保育所副食費・学童保育料・学童おやつ代)の滞納がある場合、入所申請までに未納分の保育料を納入いただくか、保育課にお越しいただき、「生活状況申立書兼調査書」と「納付誓約書」を提出された上で入所申請を受付けます。

保育料の減免について

要保護・準要保護世帯で保育料の減免を必要とされる場合には別途の申請が必要です。手続きについては、保育課までお問い合わせください。(5ページを参照してください)

帰宅について

1年生については、必ず家族の方がお迎えにきてください。
2年生以上についても、家族の方にお迎えいただくことが原則ですが、指導員に相談のうえ確約書を提出した場合、保護者の責任のもと、ひとりで帰宅が可能です。児童の安全のため、通学路の安全確認をご家庭で行ってください。

費用・その他

- 1 月額保育料7,000円、おやつ代2,000円となります。
(月途中入退所の場合にも日割り等はいたしません)
- 2 保育料は口座振替での納付となります。
期日までに口座振替の登録を必ず行ってください。
- 3 保育料は毎月末日(12月のみ25日)(金融機関休業日の場合は翌営業日)に当月分の引き落としとなります。
- 4 緊急連絡先、勤務先の電話番号については、常に最新のものを明確にしてください。
- 5 勤務先に変更があった場合には、新しい就労証明書を提出してください。
- 6 学童保育所では学習指導はいたしません。
- 7 給食がない日には、弁当と麦茶等を持たせてください。
- 8 新規の入所にあたっては、学童保育所にて面接を実施します。
- 9 出席・在籍日数にかかわらず保育料の日割等はいたしません。
- 10 長期欠席の場合には必ず退所の手続きをとってください。
- 11 同一年度内に再入所を希望する場合、保護者の勤務先等に変更がなければ申込書のみご提出下さい。
- 12 万一のケガや賠償責任の事故への備えとして「スポーツ安全保険(別紙参照)」に年間掛金800円(変更の可能性あり)で加入することができます。

おやくそく

- 1 学校から直接、学童保育所に来ること。(カバンを家に置きに帰ることのないように)
- 2 おもちゃ、菓子類、金銭、危険物等を持ち込ませないこと。
- 3 保育時間中の外出は要望があれば可能です。(塾、通院、夏休みのプール等)
- 4 お休みの場合は必ず連絡し、無断欠席はしないこと。
- 5 持ち物すべてに記名をすること。(衣服の予備、タオル等)

新年度（4月）入所まで（1次募集の場合）

と き	入 所 ま で の 流 れ		
令和元年 10月中旬 く	<p style="text-align: center;">申込書の配布</p> <p>下記にて申込書および関係書類の配布を開始します。 場所：市役所 保育課窓口・各学童保育所</p>		
令和元年 11月1日（金） く 令和元年 11月30日（土）	<p style="text-align: center;">入所申込書の受付</p> <p>受付場所：市役所 保育課窓口 申込書と添付書類を期限内に提出してください。 ※育児休業明けの理由で5月以降の入所を希望する場合も受付します。</p>		
令和元年12月 令和2年1月	<p style="text-align: center;">入所要件についての審査</p> <p>提出いただいた申込書および添付書類をもとに保育要件と保育基準について審査をします。 また、必要に応じ入所前の面接を実施する場合があります。</p>		
令和2年 2月中を予定	<p style="text-align: center;">審査（選考）結果の連絡</p> <p style="text-align: center;">4月から学童保育所に入所できるかどうか通知します。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p style="text-align: center;">入所ができる方</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p style="text-align: center;">承認通知が届きます</p> </td> <td style="width: 50%; border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p style="text-align: center;">入所ができない方</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p style="text-align: center;">不承認通知が届きます</p> </td> </tr> </table>	<p style="text-align: center;">入所ができる方</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p style="text-align: center;">承認通知が届きます</p>	<p style="text-align: center;">入所ができない方</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p style="text-align: center;">不承認通知が届きます</p>
<p style="text-align: center;">入所ができる方</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p style="text-align: center;">承認通知が届きます</p>	<p style="text-align: center;">入所ができない方</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p style="text-align: center;">不承認通知が届きます</p>		
令和2年 3月中旬	<p style="text-align: center;">説明会の実施について（入所ができる方のみ）</p> <p>入所予定の各学童で学童での生活の説明をおこないます。</p>		
令和2年 4月	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p style="text-align: center;">入所ができる方</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p style="text-align: center;">実際の通所開始日は 学童に連絡して下さい</p> </td> <td style="width: 50%; border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p style="text-align: center;">入所ができない方</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p style="text-align: center;">待機児童として空きが できしだい連絡します</p> </td> </tr> </table>	<p style="text-align: center;">入所ができる方</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p style="text-align: center;">実際の通所開始日は 学童に連絡して下さい</p>	<p style="text-align: center;">入所ができない方</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p style="text-align: center;">待機児童として空きが できしだい連絡します</p>
<p style="text-align: center;">入所ができる方</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p style="text-align: center;">実際の通所開始日は 学童に連絡して下さい</p>	<p style="text-align: center;">入所ができない方</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p style="text-align: center;">待機児童として空きが できしだい連絡します</p>		

学童保育所保育料減免手続きについて

と き	必 要 な 手 続 き ・ 事 務 経 過 等		
<p>令和2年 3 月 中旬</p> <p style="text-align: center;">)</p> <p>令和2年 3 月 下旬</p>	<p>減免申請書の配布</p> <p>① 新規入所 ⇒ 入所説明会にて申請書の配布をおこないます。</p> <p>② 継続入所 ⇒ 各学童保育所にて申請書の配布を開始します。</p> <p>※ 注意！</p> <p>① 保育料の減免は申請制度となっています。申請がない場合には資格該当であっても減免対象とはなりませんので注意してください。</p> <p>② <u>減免の適用は原則として申請書を提出した月の翌月からの適用となります。手続きが遅れた場合にも遡及適用は受けられませんので注意してください。</u></p>		
<p>令和2年 3 月 中旬</p> <p style="text-align: center;">)</p> <p>令和2年 3 月 下旬</p>	<p>就学援助制度の申請</p> <p>① 上記申請とは別に子ども支援課で実施している就学援助制度の申請も行ってください。</p> <p>② 就学援助制度にて要保護・準要保護世帯と認定された世帯が保育料減免の対象となりますので忘れずに行ってください。</p> <p>③ 申請書の配布は各小学校および子ども支援課にて行います。</p> <p>※ 注意！ 就学援助制度の認定は例年6月下旬に決定されます。これに併せ保育料減免も7月分までは仮認定（ご希望を減免申請書内備考欄に記入して下さい）となります。</p>		
<p>4月以降の 取り扱いは 世帯状況に 応じて右記の のとおり仮認定 されます。</p>	<p>減免認定後の保育料</p> <p>① 要保護世帯 ⇒ 0 円</p> <p>② 準要保護世帯 ⇒ 2,000 円</p> <p>③ 準要保護世帯 ⇒ 0 円 (準要保護世帯のうちひとり親世帯)</p> <p style="text-align: center;">※「おやつ代」については減免対象となりません。</p>		
<p>令和2年 7 月 下旬</p>	<p>審査結果の連絡</p> <p>保育料の減免ができるかどうかについて正式に通知されます。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; border: 1px solid black; padding: 5px; vertical-align: top;"> <p>減免ができる方 承認の決定通知が届きます。 差額が生じる場合は還付となります。</p> </td> <td style="width: 50%; border: 1px solid black; padding: 5px; vertical-align: top;"> <p>減免ができない方 不承認の決定通知が届きます。 差額が生じる場合は、4月分に遡及して追徴しますので別途連絡します。</p> </td> </tr> </table>	<p>減免ができる方 承認の決定通知が届きます。 差額が生じる場合は還付となります。</p>	<p>減免ができない方 不承認の決定通知が届きます。 差額が生じる場合は、4月分に遡及して追徴しますので別途連絡します。</p>
<p>減免ができる方 承認の決定通知が届きます。 差額が生じる場合は還付となります。</p>	<p>減免ができない方 不承認の決定通知が届きます。 差額が生じる場合は、4月分に遡及して追徴しますので別途連絡します。</p>		
<p>年度途中での 変更取り扱い</p>	<p>年度途中でも世帯状況に変更が生じた場合には保育料変更の対象となりますので必ず届出をおこなってください。</p>		

蓮田市立学童保育所における指定管理者制度の導入について

蓮田市立学童保育所につきましては、民間事業者が持ち合わせる専門性と運営のノウハウ等を活用し、多様なサービスの提供と児童の健全育成のため、令和2年度からの運営につきましては指定管理者制度を導入することといたしました。なお、詳細につきましては、決定次第お知らせいたします。

学童保育所一覧

学童保育所名		電話番号	所在地・目印	
中央学童保育所	第1・第2	769-4444	関山3-6-10	中央小学校北側
	第3・第4	764-5877		
黒浜西学童保育所	第1	765-5250	西新宿3-84	黒浜西小学校南側
	第2	769-0511	西新宿3-84	黒浜西小学校内
蓮田南学童保育所(1~3年生のみ)	—	768-6141	蓮田2-182	児童センター2階
蓮田ねがやど学童保育所	第1・第2	765-0955	蓮田4-77	蓮田ねがやど保育園東側
	第3・第4	764-3000		
黒浜南学童保育所	第1	768-7711	黒浜722	黒浜南小学校内
	第2	764-2308		
平野学童保育所	—	766-0521	井沼935-1	平野小学校北側
蓮田北学童保育所	—	766-1121	関戸3232-6	蓮田北小学校西側
黒浜学童保育所	第1・第2	765-1666	黒浜3069	黒浜小学校内
黒浜北学童保育所	第1・第2	765-8880	南新宿800	黒浜北小学校内
(私立)ともだち学童クラブ※	—	080-5057-2404	黒浜980-2	黒浜幼稚園内

※ともだち学童クラブの申込方法・費用等は、施設にお問い合わせください。

※保育室が複数ある学童保育所について、第1第2、第3第4の選択はできませんのでご了承ください。

お問い合わせ

蓮田市教育委員会 生涯学習部 保育課
〒349-0193 蓮田市黒浜2799-1
電話 048-768-3111(代表)

【申込時の必要書類チェックリスト】

下表のチェック欄をご活用いただき、申込時に必要な書類をご確認ください。

申込時の必要書類	チェック欄
①学童保育所入所申込書	

③保育を必要な状況を証明する書類		チェック欄	
		父	母
就労(起業準備・内定を含む)	就労証明書		
さらに →	自営業中心者		
	自営業協力者		
妊娠・出産	新生児の母子健康手帳の写し (表紙と出産予定日が確認できるページの写し)		
疾病・障がい	医師の診断書、障害者手帳、療育手帳の写し ※医師の診断書には「 保育ができない 」ことの記載が必要です。		
同居親族などの介護・看護	介護・看護状況申立書、 介護、看護を必要とする人の診断書・障がい者手帳の写しなど		
災害復旧	罹災証明書など		
求職活動	就労確約書		
就学(就学予定を含む)	就学状況証明書		
虐待・DV	保育の必要性が分かる第3者機関の証明		

※「就労証明書」「介護・看護状況申立書」「就労確約書」「就学状況証明書」は、市が定めた様式をご提出ください。

※証明書・診断書などは、発行日から**3か月以内**のものが有効です。

④該当する場合のみ必要な書類

状況	必要な書類	チェック欄
65歳未満の祖父母と同居	保育が必要な状況を証明する書類 (就労証明書など)	
同居の親族が障害者手帳などを所持	障害者手帳などの写し	
ひとり親	児童扶養手当証書の写し、ひとり親家庭等医療費受給資格証の写し、戸籍全部事項証明書(原本)のいずれかひとつ	
離婚調停(裁判)中で、ひとり親での扱いを希望	離婚調停(裁判)を証明する書類	
保護者が蓮田市内の認可保育所などで保育士(保育教諭)として就労(予定含む。)	保育士等の子どもの保育施設優先利用に関する誓約書、保育士証の写し	

※「保育士等の子どもの保育施設優先利用に関する誓約書」は、市が定めた様式をご提出ください。

学童保育所利用調整基準表

1. 実施基準

番号	類型	実施指数		保護者の状況		調整指数	
		父	母	細目		父	母
1	就 労	10	10	帰宅時間	17:00～	±0	±0
					16:30～16:59	-1	-1
					16:00～16:29	-2	-2
					15:30～15:59	-3	-3
					15:00～15:29	-4	-4
					～14:59	-5	-5
				自営	居宅外	±0	±0
					居宅内	-1	-1
				内職	—	-3	-3
勤務日数 (月～土)	週4日	-1	-1				
	週3日	-2	-2				
	週2日以下	-3	-3				
2	出産等	/	10	妊娠・出産	出産予定日の前後8週間	/	±0
3	疾病・障がい	10	10	疾病	入院	+2	+2
					自宅療養で常に病臥している場合	±0	±0
					精神疾患	±0	±0
					自宅療養で週3日以上通院を常態	-2	-2
					自宅療養で週1～2日以上通院を常態	-4	-4
				障がい	身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1～2級、療育手帳A・A	±0	±0
身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳3級、療育手帳B・C	-1	-1					
身体障害者手帳4級以下	-3	-3					
4	親族等の 介護・看護	10	10	帰宅時間	就労の帰宅時間の基準に準ずる	-5～±0	-5～±0
				日数 (月～土)	就労の勤務日数に準ずる	-3～-1	-3～-1
5	災害復旧	10	10	—	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている	±0	±0
6	就業内定 起業予定	9	9	帰宅時間	就労の帰宅時間の基準に準ずる	-5～±0	-5～±0
				自営	就労の自営の基準に準ずる	-1～±0	-1～±0
				内職	就労の内職の基準に準ずる	-3	-3
				勤務日数 (月～土)	就労の勤務日数に準ずる	-1～-3	-1～-3
7	求職中	4	4	—	求職のため、日中外出を常態とする場合	±0	±0
8	就 学	10	10	帰宅時間	就労の帰宅時間に準ずる	-5～±0	-5～±0
				通学日数 (月～土)	就労の勤務日数に準ずる	-3～-1	-3～-1
	就学内定	9	9	帰宅時間	就労の帰宅時間に準ずる	-5～±0	-5～±0
				通学日数 (月～土)	就労の勤務日数に準ずる	-3～-1	-3～-1
9	虐待・DV	10	10	児童虐待防止法第2条又は配偶者暴力防止法第1条の対象者		±0	±0
10	不存在	10	10	死亡、行方不明、拘禁、離婚（離婚調停中を含む。）等		±0	±0

備考 ①保護者の就労証明書が2以上ある場合には、帰宅時間の遅い方を採用する。

②不規則勤務の場合には、日中の勤務の帰宅時間を採用する。

※深夜勤務（22時から翌5時の間の勤務）の場合は、帰宅後10時間を休憩時間とし、休憩時間終了時を帰宅時間として採用する。

③同居親族等の介護・看護は、三親等以内の親族を対象とする。

※父母それぞれの実施指数と調整指数を算出し、合算した点数を世帯の実施指数とする。

2. 新規申込者の調整基準

項目	番号	細目	調整指数
保護者の状況	1	生計中心者の失業	+5
	2	父母のいずれかが単身赴任、入院等の理由により3か月以上不在（予定を含む。）	+1
	3	育児休業明け	+1
	4	保護者が身体障害者手帳3級以上、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を所持	+3
	5	保護者が身体障害者手帳4級以下の交付を所持	+1
	6	保護者が市内保育所、認定こども園（保育部分に限る。）及び家庭的保育事業等において、保育士又は保育教諭として週25時間以上就労（予定を含む。）	+5
世帯の状況	7	ひとり親世帯（同居の親族がいない。）又は両親不存在	+10
	8	ひとり親世帯（同居の親族がいる。）	+8
	9	生活保護世帯	+5
	10	要支援世帯（児童福祉等の観点から特に調整が必要とされる場合）	+20
児童の状況	11	対象児童が1年生	+10
	12	対象児童が2年生	+6
	13	対象児童が3年生	+4
	14	対象児童が4年生	+3
	15	対象児童が5年生	+1
	16	対象児童が6年生	0
減算項目	17	同居の祖父母（65歳未満）が無職で、入所希望児童の補完的な保育が可能	-5

- 備考
- ①調整指数の加点・減点は、実施指数に対して行う。
 - ②調整指数は、必要書類により確認できる場合に適用する。
 - ③番号2の単身赴任は、事業主からの職務命令によるものとし、自己都合の場合は適用しない。
 - ④番号4・5は、当該保護者の実施基準の類型が「障がい」以外の場合に適用する。
 - ⑤番号7・8・17は、住民票が世帯分離されていても、丁目地番号まで同一の場合は同居とみなす。

- 選考方法
- 学童保育所の各施設利用希望者が定員を超えた場合などは、提出書類等で確認した内容に基づき利用調整を行い、合計指数の高い方から利用を決定します。
 - 1年生から3年生の児童の利用調整の後、定員に空きがある場合に4年生から6年生の利用調整を行い、合計指数の高い方から利用を決定します。
 - 合計指数が同点の場合は、別添の同一指数世帯の優先順位表に基づき優先順位を決定し、利用を決定します。

同一指数世帯の優先順位表

優先順位	細目
第1順位	実施基準指数の高い世帯
第2順位	児童の学年が低い世帯
第3順位	類型間の優先順位（①～⑩の順） ①その他（両親のいない家庭等） ②疾病・障がい ③就労（居宅外就労） ④就労（居宅外自営） ⑤同居親族等の介護・看護 ⑥妊娠・出産 ⑦就労（居宅内自営・内職） ⑧求職活動（就労内定・起業予定） ⑨就学・就学内定 ⑩求職活動（求職中）
第4順位	兄弟姉妹が（多胎児含む）が同一の学童保育所等を利用希望の場合又は学位同保育所等に入所しており、同じ学童保育所等になる場合
第5順位	保護者の帰宅時間が遅い世帯（父母のうち帰宅時間の早い方を採用）



MEMO

A large, empty rectangular area with rounded corners, defined by a dotted line, intended for writing a memo.

